

令和7年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年5月28日(水) 9時58分から11時10分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員(10人)

会長 8番 小川 進

委員 1番 小松 真嗣
2番 秋山 譲二
3番 酒井 笑子
4番 原 亜由美
5番 小笠原 章仁
6番 北村 栄治
7番 上池 如夫
9番 宮川 利重
10番 三谷 晴喜

4. 欠席委員(0名)

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第12号 非農地証明願いについて

第8 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 小森 紳

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

最初に、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、1番小松真嗣委員、4番原亜由美委員のご兩名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第7号の議案に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局担当より説明します。

資料1ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■、申請地の場所・状況は15ページから18ページに付けています。登記地目畑、現況地目畑、面積は223㎡です。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は1ページに記載のとおりです。

令和7年5月1日に譲受人立会いのもと宮川委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

お手元の資料19ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、7ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、7ページの耕作計画書にもあります

とおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の5ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月1日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第7号について、担当委員の説明を求めます。9番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

はい、9番宮川利重です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔酒井委員〕

資料19ページ調査書の譲渡人名と譲受人名が逆ではないでしょうか。

〔事務局書記〕

申し訳ありません。酒井委員のおっしゃるとおり、譲渡人名と譲受人名が逆

になっています。資料訂正にて検討願います。

〔議長〕

それでは、採決いたします。議案第7号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第8号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

資料訂正32ページ譲渡人及び譲受人名。

事務局担当より下記内容について説明。

資料20ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■、申請地の場所・状況は29ページから31ページに付けています。登記地目田墓、現況地田墓、面積は1086.61㎡です。

申請理由は贈与で、譲渡人、譲受人は1ページに記載のとおりです。

令和7年4月30日に譲受人立会いのもと原委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

お手元の資料32ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、25ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、25ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該

当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の23ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては4月30日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第8号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、4番原亜由美です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や状況をふまえ、耕作能力は十分であると考えます。

現地確認においても、善良な管理が見込まれたことから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第8号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4、議案第9号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

事務局担当より説明します。

資料33ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■含む全7筆、申請地の場所・状況は50ページから57ページに付けています。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は33ページに記載、登記地目、現況、面積は次ページの34ページ記載のとおりです。

令和7年5月14日に譲受人立会いのもと酒井委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

お手元の資料58ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、39ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、39ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の38ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月14日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第9号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子

委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、3番酒井笑子です。

申請者は農業経験も十分あり、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池委員〕

現地写真について、大豊町■■■■■の場所は電柱が対象地に含まれている認識でよいか。

〔事務局書記〕

電柱は対象地に含まれています。

〔議長〕

他に意見はないようですので、採決いたします。議案第9号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第5、議案第10号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

事務局担当より説明します。

資料59ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■■含む全7筆、申請地の場所・状況は82ページから91ページに付けています。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は59ページに記載、登記地目、現況、面積は次ページの60ページ記載のとおりです。

令和7年5月13日に譲受人立会いのもと上池委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。なお、本来であれば担当地区は小松委員の担当区域となりますが、事務局の確認不足により上池委員にお願いし、現地確認へ同行いただきました。申し訳ありません。上池委員ありがとうございました。

説明に戻りまして、お手元の資料92ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、68ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、68ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の65ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月14日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第10号について、委員の説明を求めます。7番上池如夫委員。

〔上池如夫委員〕

はい、7番上池如夫です。

申請者は就農に対して意欲的であり、地域との連携により善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第10号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第6、議案第11号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

事務局担当より説明します。

資料93ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■番含む11筆、申請地の場所・状況は118ページから130ページに付けています。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は93ページに記載、登記地目、現況、面積は93, 94ページ記載のとおりです。

令和7年5月7日に譲受人立会いのもと原委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

手元の資料131ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、68ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人の保有している機械の能力、農作業への従事状況、地域での連携態勢からみて全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、101ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の97ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月7日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第11号について、原委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、4番原亜由美です。

前案同様、当該申請者においても、許可後、移住し農業に取り組むことに対し意欲的であり、経験年数、地域との連携も加味し、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第11号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第7、議案第12号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、132ページをご覧ください。議案第12号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■の1筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについても、5月7日に担当委員の原委員と事務局吉田、小森で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は137ページ写真のとおり原野化しており、現地へ行くのもままならない状況であり非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第12号について、原委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、4番原亜由美です。申請地は事務局説明のとおり原野となっております、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第12号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第8、議案第13号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

事務局担当より説明します。

資料138ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■、申請地の場所・状況は150ページから153ページに付けています。

申請理由は贈与で、譲渡人、譲受人は138ページに記載のとおり、登記地目は畑、面積は312㎡となっています。

令和7年5月14日に譲受人立会いのもと酒井委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

手元の資料154ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、146ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人の保有している機械の能力、農作業への従事状況からみて全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、146ページの耕作計画書にもありまして、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該

当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の143ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月14日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第13号について、酒井委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、3番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者はすでにゆずの栽培経験もあり、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

それでは、採決いたします。議案第13号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第9、その他に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

事務局より報告いたします。以下報告内容

農業者年金推進部長の選任について：令和7年推進部長 酒井委員に決定

地域計画アンケート調査の協力要請について

次回日程について：令和7年6月25日（水）10：00～ 第3会議室にて開催

広報誌掲載集合写真について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和7年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1番

署名委員 4番
